

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を栗原市以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別図のとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、栗原市に帰属する。

(使用基準)

第4条 シンボルマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市民、各種団体、企業等が作成するポスター、パンフレット又は販売する商品等（以下「使用品」という。）に対し、使用できるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とすると認めるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 反社会的な活動を行う団体と関係があると認めるとき。
- (6) 栗原市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用申請)

第5条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 栗原市誕生20周年記念冠事業取扱要綱に基づく承認を受けているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用承認及び不承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の適否を決定し、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりシンボルマークの使用を適当と認めるときは、使用に

関し条件を付すことができる。

(使用期限)

第7条 シンボルマークの使用期限は、市長が必要と認める場合を除き、令和8年3月31日までとする。

(使用料)

第8条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用品の提出)

第9条 第6条第1項の承認の通知があった者（第5条ただし書の規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。）は、使用品の完成後、速やかに当該使用品を市長に提出しなければならない。この場合において、使用品の提出が困難と市長が認めたときは、当該使用品の写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容に従い使用し、及び市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) シンボルマークの図柄（色、形）を改変して使用しないこと。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) シンボルマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 使用品を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、シンボルマークを使用する前の額以下又は類似の既製品の額以下とすること。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(変更の承認)

第11条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査の上、使用の適否を決定し、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

(中止の報告)

第12条 使用者は、シンボルマークの使用を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(使用承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して使用品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第14条 市長は、前条の規定による取消しにより使用者が受けた損害については賠償の責めを負わないものとする。

2 市長は、使用者によるシンボルマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第15条 シンボルマークの使用に関する事務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別図（第2条関係）



様式第1号（第5条関係）

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用承認申請書

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークを使用したいので、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用方法		
使用場所		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
担当者	(氏名)	(連絡先)

添付書類

- (1) 企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- (2) 実施事業等の概要書
- (3) その他参考資料

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市長

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用承認（不承認）決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市誕生20周年を記念するシンボル
マークの使用について、下記のとおり決定したので、栗原市誕生20周年を記念す
るシンボルマークの使用に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

承認

使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで

使用条件

不承認

不承認の理由

栗原市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認決定通知のあった栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用について、下記のとおり変更したいので、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用に関する要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

項 目	変更前	変更後
使用目的 及び方法		
使用場所		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更理由		

添付書類

- (1) 企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- (2) 実施事業等の概要書
- (3) その他参考資料

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

栗原市長

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用について、下記のとおり決定したので、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

承認する

使用目的	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで

承認しない

承認しない理由

様式第5号（第13条関係）

第 年 月 日
第 号

様

栗原市長

栗原市誕生20周年を記念するシンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で使用承認したシンボルマークの使用について、下記の理由により使用承認を取消すこととしたので、栗原市誕生20周年を記念するシンボルマークの使用に関する要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

取消理由